

さらに補償が充実した

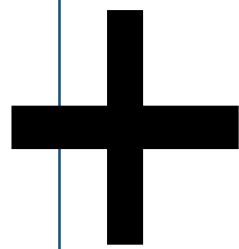
園芸施設共済にご加入ください！

加入できるもの

園芸施設本体



- パイプハウス
- 鉄骨ハウス
- 雨よけハウス
- ガラス室など



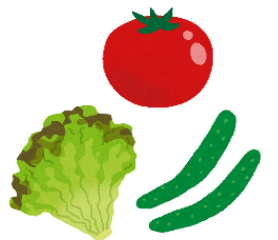
付帯施設

加温機、暖房機、巻上げ機（クルクル）など



施設内農作物

施設内で栽培する作物



撤去費用

倒壊したハウスの撤去に要した費用



復旧費用

倒壊したハウスの復旧に要した費用



※ ご加入に際して、園芸施設本体は、必ずご加入いただきます。オプションとして、付帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用を付けることができます。

補償期間（共済責任期間）



補償期間は、**共済掛金等を納めていただいた日の翌日から1年間**です（未被覆期間も含んだ周年加入）。

なお、設置期間に合わせて短期加入が可能です。

共済価額（時価額）と共済金額（補償額）

- ① 共済価額は、園芸施設の価値のことです。国が定めた再建築価額に経過年数（減価率）を乗じて決定します。これに、付保割合（最高80%）を乗じたものが共済金額です。
- ② 施設内農作物は生産費補償となります。共済価額は、施設本体の再建築価額を基準に葉菜類、果菜類、花き類ごとの価額算定率を乗じて決定します。

共済掛金～標準コース～

過去の損害額によって掛金に差を設ける「危険段階別共済掛金率」を採用しており、過去の支払率が少ない方ほど掛金率が低くなっていきます。

パイプハウス(面積200㎡、経過年数10年以上)の掛金例

標準コース
農家負担掛金等 8,854円

掛金の半分は
国が負担します！



※パイプハウス31.8mm、新品農PO被覆、危険段階0段階、国が補助した後の農業者の掛金賦課金

追加オプションのご案内



1万円特約



小さな損害から補償してほしいなあ・・・

特約を付加すれば、

損害額が1万円を超える場合から補償します（通常は、損害額3万円または共済価額の5%を超える損害）。

特約の追加掛金等
+ 111円

※試算の前提は標準コースと同じ。
※この特約には国の補助はありません。
※この特約は共済価額が20万円を超えるハウスに付加することが可能です。



付保割合追加特約



古いハウスも、万が一の時は十分な補償がほしいなあ・・・

付保割合（価値に対する補償割合）は

80%が上限ですが、付保割合追加特約を選択することにより、**補償割合の上乗せ**ができます。上乗せできる割合は「10%」「20%」の2種類です。

「20%」を選択した場合は、**共済価額の10割まで補償することが可能**になります。

特約の追加掛金等
+ 2,992円

※試算の前提は標準コースと同じ。
※この特約は付保割合8割を選択した場合にのみ付加できます。
※この特約には国の補助はありません。



令和3年4月から

標準単価が引き上げられました

標準単価は、補償額を算定する際の基礎となる資材の単価です。
園芸施設本体、被覆物ともに標準単価が引き上げられました。

施設本体の標準単価の引き上げ例(パイプハウス)		
パイプの太さ	旧	新
19.1mm～25.4mm	1,800円/m ²	3,650円/m²
31.8mm以上	3,180円/m ²	5,730円/m²

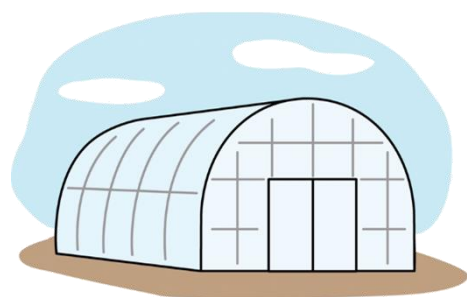
被覆物の標準単価の引き上げ例(パイプハウス)		
パイプの太さ	旧	新
一般農ビ0.1mm (パッカー)	266円/m ²	309円/m²
耐久農PO0.15mm (スプリング)	653円/m ²	700円/m²

パイプ型だけでなく、
鉄骨型ハウスも大幅
(約2倍)に補償額が
改定されました!



特約追加で補償はどれだけ変わる?

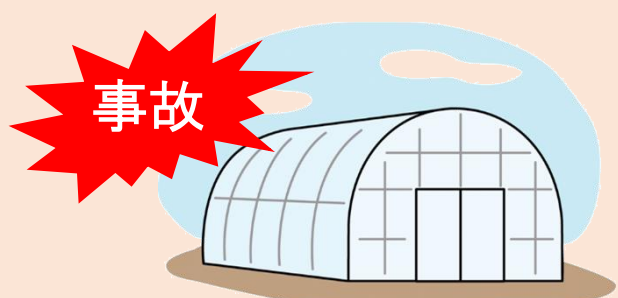
例えば・・・



パイプハウス

- 経過年数：10年以上
- パイプの太さ：31.8mm
- 面積：200m²
- 被覆期間：12か月
- 共済価額：818,000円
(本体：573,000円 被覆材：245,000円)

	標準コース	標準コース + 付保割合追加特約
掛金等	8,854円	11,846円



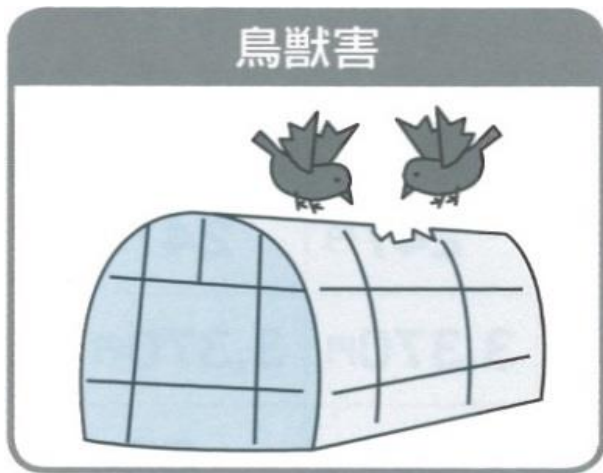
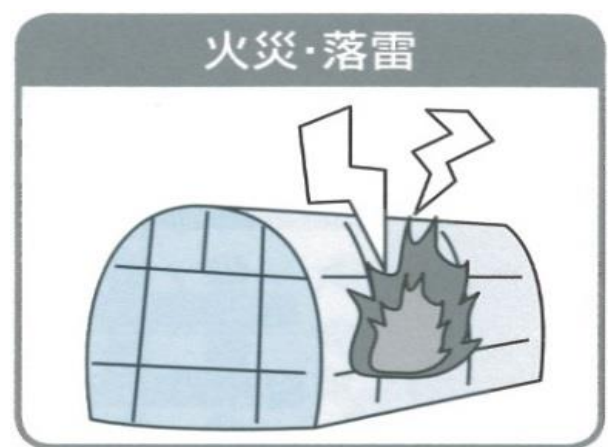
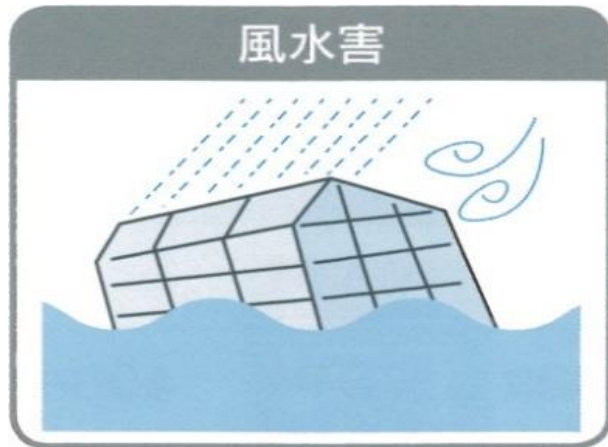
雪害で本体と被覆材が全損

損害額 818,000円

支払共済金	補償割合80%のため 654,400円	補償割合100%のため 818,000円
-------	-------------------------------	--------------------------------

支払共済金が約16万円アップ!

共済金の支払対象となる災害等



- その他気象上の原因
(地震・噴火を含む)
- 破裂・爆発
- 航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- 車両及びその積載物の衝突及び接触

⚠️ ご注意

次の項目に該当する場合には、補償対象となりません。

- | | |
|--------------------------|----------------------------------|
| ① 老朽化によって生じた損害 | ⑤ 盗難やいたずらによる損害 |
| ② 通常すべき管理、損害防止を怠って発生した損害 | ⑥ 生理障害及び薬害 |
| ③ 故意に不実の通知をした場合 | ⑦ 損害額が一棟ごとに選択された小損害不填補の基準を超えない場合 |
| ④ 故意もしくは重大な過失による損害 | ⑧ 未被覆期間における施設内農作物の損害 |

NOSA I への通知のお願い

- ご加入しているハウスに被害が発生した場合、速やかに最寄りのNOSA I までご連絡ください。
被害発生のお知らせがない場合や遅れた場合は、共済金の一部または全部について支払いができない場合があります。
- ハウスに異動（譲渡、移転、解体、増改築、構造又は材質の変更等）がある場合や、被覆期間の変更、他の保険への加入をしたときは、ご連絡ください。

新潟県農業共済組合

本所	〒950-0327	新潟市江南区和田字下通635番地1	TEL 025-282-5148
下越支所	〒959-2415	新発田市住田544番地	TEL 0254-33-3904
新潟支所	〒950-0327	新潟市江南区和田字下通635番地1	TEL 025-282-9296
佐渡支所	〒952-1209	佐渡市千種266番地	TEL 0259-63-4121
中越支所	〒940-0032	長岡市干場2丁目4番6号	TEL 0258-36-8105
魚沼支所	〒946-0076	魚沼市井口新田547番地12	TEL 025-793-7931
上越支所	〒943-0824	上越市北城町四丁目4番11号	TEL 025-525-1130

